平成２８年（フ）第３８９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目９番８号グレイスエビナ202
債務者　佐藤　陽介
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３１号
横浜市南区別所中里台２番19号　横田荘101号
債務者　武蔵　政信
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４２号
横浜市南区睦町１丁目31番地１　睦ハイム308
債務者　吉田　陽子（旧姓三橋）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７１号
横浜市戸塚区柏尾町752番地１　ソレイユ舞203号
債務者　上村　　健
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９４号
東京都立川市富士見町１丁目21番17号梅津ビル202号
債務者　新垣　栄次
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３２９号
東京都東村山市萩山町３丁目17番地萩山町３丁目アパート２－107
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５５号
横浜市港南区港南２丁目25番22－Ｂ204号
債務者　山澤　　武
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８０号
神奈川県高座郡寒川町一之宮７丁目４番Ａ－707号
債務者　香月　隆徳
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５６５号
北九州市戸畑区椎ノ木町15番30号
破産者　野田　香代
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６２６号
北九州市小倉北区熊谷１丁目２番17号（熊谷食品センター207）
破産者　本村　治男
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６５８号
福岡県遠賀郡水巻町二西３丁目７番102号
破産者　中山　隆一
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６５９号
福岡県遠賀郡水巻町二西３丁目７番102号
破産者　中山　郁美
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４号
北海道江別市中央町40番地の６
破産者　大西　信子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
北海道江別市中央町40番地の６
破産者　大西　健治
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
（開始決定時の住所）北海道士別市西士別町5210番、住民票上の住所埼玉県越谷市大字南荻島432番地10
破産者　瀬戸口　歩（旧姓尾形）
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８号
宮城県大崎市鹿島台平渡字中里24番地　ソレアードⅢ　Ⅰ　101号
破産者　伊東健太郎
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
群馬県太田市由良町1725番地２
破産者　**棚**澤美津江
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部